

城東区区政会議委員募集要項

城東区役所

1 応募資格	次の要件すべてを満たす方とします。 (1) 区内在住・在学・在勤（自営業含む）で、平日夜間の会議に参加できること (2) 令和7年10月1日時点で満18歳以上であること (3) 本市附属機関等の委員を複数兼職していないこと (4) 本市職員でないこと (5) 大阪市暴力団排除条例に抵触しないこと ただし、委員は連続して3回以上選定されることはできません。
2 募集人数	8名（男女各4名）
3 任期	令和7年10月1日から令和9年9月30日 ※ただし、応募資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合のほか、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」第4条第7項に定める事項に該当することとなったときは、委員としての業務の委託を解除することがあります。
4 活動内容	区政会議本会及び部会（年2回以上）に出席し、区将来ビジョンや区運営方針など区政運営に関する意見交換を行います。 ※会議は原則公開で行います。
5 報酬等	なし
6 応募方法	「城東区区政会議委員応募申込書」及び「エントリーシート」を記載いただき、持参・送付・ファックス又は電子メールのいずれかの方法により、下記応募先へ提出してください。 ※ファックス、電子メールによる提出の場合、送信誤りには十分ご注意ください。 ※応募申込書等は城東区役所ホームページからダウンロードできます。 ※ご提出いただきました応募申込書及びエントリーシートは返却いたしませんのでご了承ください。 [城東区ホームページ https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000655575.html]
7 募集期間	令和7年7月1日（火）～ 令和7年7月31日（木）17時30分まで ※窓口へ持参の場合の受付時間は、上記期間のうち平日9時～17時30分まで。送付の場合は、令和7年7月31日消印有効。
8 選考方法等	区政会議公募委員選考委員会を開催し、提出書類により選考を行い、必要に応じ面接を実施します。また、選考の結果、基準を満たす方が募集人数を超える場合は、抽選（公開）により決定します。 ※選考結果は、応募者全員に通知します。 ※委員に選ばれた方は氏名等を公表します。
9 応募・問合せ先	城東区役所 総務課（総合企画）「区政会議」担当 〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号（城東区役所3階32番窓口） 電話：06-6930-9928 ファックス：050-3535-8684 電子メールアドレス：joto-boshuu@city.osaka.lg.jp
10 その他	・別紙「区政会議について」を必ずご一読の上、ご応募ください。 ・委員就任にあたり配慮が必要な事項がありましたらお申し出ください。

区政会議について

◆会議の目的

区政会議は、区の区域内の基礎自治に関する施策等について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催しています。

◆意見を求める内容

区将来ビジョン、区運営方針、区政運営の総合的評価などですが、そのほか区長が必要と認める事項についても意見を伺います。（大都市制度に関する事項など、区の区域内の基礎自治に関する施策等以外は基本的に対象外となります。）

◆会議の構成

区政会議は委員全員が会する本会と、区政を3つに分野分けし、委員が地域福祉部会、まちづくり部会、こども・教育部会に分かれて会する部会で構成されています。

◆委員の任期・報酬

- ・委員の任期は、令和7年10月1日から令和9年9月30日までとします。
- ・なお、他の委員の任期中に新たに選定された委員の任期は、その残任期間（令和9年9月30日まで）とします。
- ・委員は、連続して3回以上選定されることはできません。
- ・報償金その他の対価は、お支払いしません。
- ・区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（以下「条例」という。）第4条第7項に該当することとなったときは、委員としての業務の委託を解除することがあります。

（条例第4条第7項抜粋）

本市は、次のいずれかに該当することとなったときは、委員としての業務の委託を解除することができるものとする。

- (1) 委員が心身の故障のため委員としての業務の執行ができないと区長が認めるとき
- (2) 委員が区政会議の場において又は区政会議の委員の名において、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次のアからオまでに掲げる行為をしたとき
 - ア 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘する行為
 - イ 署名運動
 - ウ 寄附金その他の金品の募集又は配布
 - エ 会場での文書、図画、音盤又は形象の作成、回覧、配布、朗読又は掲示その他会場の施設の利用
 - オ 政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものの着用、表示、制作又は配布
- (3) 第1項第1号の規定により選定された委員が区民等でなくなったとき
（注：区内在住、在学、在勤（自営業含む）でなくなったとき）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員がその適格性を欠くと区長が認めるとき

◆委員の構成〔令和7年10月～〕（予定）

- ・地域団体より推薦された者から選定する委員（16人）と、公募により選定する委員（8人）の計24人です。

◆会議開催スケジュール等（予定）

令和7年度 本会・部会 令和8年1～2月

開催場所・時間：区役所会議室ほか・平日午後7時～午後9時

※その他、必要に応じて随時開催します。また、基本的に平日夜間の開催となります。

◆その他

- ・会議は原則公開とし、会議録等を公表します。また、会議の様子を広報誌等に掲載することや動画をインターネット上で配信する場合があります。
- ・区政会議は、区民等からの多様な意見を聴取することが目的ですので、会議としての単一の結論をめざすものではありません。